第四十条　輸出令別表第二の三第二号(37)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、シリコンの機械物性を用いた微小な電気機械システムの製造用の装置とする。

第四十一条　輸出令別表第二の三第二号(38)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二　［略］

第四十二条　輸出令別表第二の三第二号(39)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、超高真空装置に用いられる真空ポンプ及び真空計とする。

第四十三条　輸出令別表第二の三第二号(40)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二　［略］

第四十四条　輸出令別表第二の三第二号(41)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、機械的、熱的又は化学的手段により、封止された集積回路から蓋及び封止材料を除去するための装置とする。

第四十五条　輸出令別表第二の三第二号(42)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、四〇〇ナノメートル超一、六〇〇ナノメートル以下の波長範囲で量子収率が八〇パーセントを超える光検出器とする。

第四十六条　輸出令別表第二の三第二号(43)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～六　［略］

第四十条　輸出令別表第二の三第二号サに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、シリコンの機械物性を用いた微小な電気機械システムの製造用の装置とする。

第四十一条　輸出令別表第二の三第二号キに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二　［略］

第四十二条　輸出令別表第二の三第二号ユに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、超高真空装置に用いられる真空ポンプ及び真空計とする。

第四十三条　輸出令別表第二の三第二号メに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二　［略］

第四十四条　輸出令別表第二の三第二号ミに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、機械的、熱的又は化学的手段により、封止された集積回路から蓋及び封止材料を除去するための装置とする。

第四十五条　輸出令別表第二の三第二号シに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、四〇〇ナノメートル超一、六〇〇ナノメートル以下の波長範囲で量子収率が八〇パーセントを超える光検出器とする。

第四十六条　輸出令別表第二の三第二号ヱに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～六　［略］

第四十七条　輸出令別表第二の三第二号(44)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～四　［略］

第四十八条　輸出令別表第二の三第二号(45)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、導電性高分子、半導電性高分子及び電界発光の性質を有する高分子であって、次のいずれかに該当するものとする。

一・二　［略］

第四十九条　輸出令別表第二の三第二号(46)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、暴動又は騒乱の鎮圧用の放水砲を用いた装置並びにそれに使用するように特に設計した部分品及び附属品とする。

第五十条　輸出令別表第二の三第二号(47)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、法令の執行の用に供する警棒及びこれに類するもの（こん棒及びトンファーを含む。）並びにむちとする。

［新設］

第五十一条　輸出令別表第二の三第二号(48)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、警察用のヘルメット及び盾並びにこれらに使用するように特に設計した部分品とする。

［新設］

第五十二条　輸出令別表第二の三第二号(49)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、法令の執行の用に供するものであって、次のいずれかに該当するもの並びにそれに使用するように特に設計した部分品及び附属品とする。

一　手錠

二　拘束衣

［新設］

第四十七条　輸出令別表第二の三第二号ヒに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～四　［略］

第四十八条　輸出令別表第二の三第二号モに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、導電性高分子、半導電性高分子及び電界発光の性質を有する高分子であって、次のいずれかに該当するものとする。

一・二　［略］

［新設］